

【足立区公契約等審議会】会議録

会 議 名	令和８年度 第１回 【足立区公契約等審議会】	
事 務 局	総務部 契約課	
開催年月日	令和８年６月５日（金）	
開催時間	午前１０時００分 ～ 午前１２時００分	
開催場所	足立区役所１１階 入札室	
出席者	飯塚 優子 会長	田中 真奈美 副会長
	鈴木 欽哉 委員	秦 邦昭 委員
欠 席 者		
会議次第	１ 開会 ２ 議事 （１）定例審議 ・議案第１号 梅島小学校電灯コンセント設備改修その他工事 ・議案第２号 入谷中学校全体保全計画にかかる内装改修その他工事（一期） ・議案第３号 加平谷中トンネル路面冠水装置その他更新工事 ・議案第４号 包括的防犯パトロール等事業委託 ・議案第５号 タレントマネジメント・マッチングシステムのサービス提供委託 ３ 報告事項 （１）指名停止措置状況について（１月～３月） （２）令和８年３月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）に係る特例措置の実施およびインフレスライド条項の運用について （３）低入札調査案件について（６月～３月） （４）令和８年度定期監査結果について ４ その他事項 （１）指定管理者の公契約条例の適用について ５ 閉会	
資 料	公契約等審議会資料	

(審議経過)

1 開会

- ・会議の公開について

○飯塚会長

審議会は公開としますが、非公開情報に関する審議については、議事を非公開とします。

ー全委員了承ー

2 議事

(1) 定例審議

- ・定例審議抽出説明

○秦委員

定例審議案件の抽出理由ですが、工事契約案件と物品契約案件はともに、内容を確認したいものを抽出しました。

- ・工事契約3件

議案第1号 梅島小学校電灯コンセント設備改修その他工事

○工事契約係長

議案第1号、梅島小学校電灯コンセント設備改修その他工事です。契約方式は、条件付一般競争入札、契約金額は1億560万円、契約の相手方は、株式会社青路商会、区内事業者となります。工事の概要については表記の通りです。競争入札参加資格の設定内容ですが、区内本店又は支店事業者の認定がされた事業者であること。申込現在で、対象の電気工事の共同運営格付がAもしくはBであること。発注業種と同じ電気工事で、申込現在で過去7年間に於いて最高完成工事高の条件を求めています。当該工事の業種については特定建設業の許可、専任の監理技術者の配置を求めています。なお、受給制限の案件があり、27号、28号、29号の案件が受注制限の対象となっています。続いて、競争入札参加資格の審査結果でございます。応募した事業者13者について、選定した事業者は12者となっております。非選定が1

者ございました。技術者の要件として、3か月以上の直接雇用という要件を求めています。その要件を満たしていない事業者が1者出ましたので非選定としております。入札の経過については、12ページの入札経過調書のとおりです。

○秦委員

電気工事の中でコンセントの設備の取り替えの工事というのは、結構件数が多いんです。電気工事ですから、コンセント工事と同時に別の工事もやっているの、その抱き合わせになっているので、工事の種類が色々な形であると思うんですけども、これは1億円以上で条件付一般競争入札になっています。それでコンセント電気工事をずっと見ますと、より高い方のものが一般競争になったり、あるいは公募型指名競争になっているんです。反対に低い方が総合評価方式になっているんです。今回の制度改正で総合評価方式を取り入れて58%ぐらいが総合評価方式になっているんです。品質確保の条件を入れたものが総合評価方式なので、より複雑なもの、審査に時間を要するもの、そういうものが対象になるはずなんです。そして、規模が大きいものになるはずなんです。それがこのコンセント工事、電気工事ですから比較的簡単なものだ、中身もよくわかりませんし、他の電気工事もあるので、そこは中身を見ないとわからないんですけども、いずれにしても、今回の事案を見ると、総合評価方式が多いんです。谷中中学校もそうだし、栗島中学校も島根小学校も中島根小学校もそうです。しかも金額が6000万円とか7000万円ぐらいなんです。それに比べて一般競争入札の方では、竹の塚小学校とか梅島小学校といったところで、1億円を超えているわけです。この案件も1億円を超えている状況です。そして知りたいのは、原課として総合評価方式を取るものと、一般競争入札にするもの又は公募型指名競争入札に

するものと、その違いはどのように判断されているのか、そのところを、この事案で知りたいのです。特に第一期工事の中で、両方分かれていて、条件付一般競争入札の方が金額が大きくて、複雑なはずの総合評価方式が金額が低い。そこはどういう説明になるのでしょうか。そこをお聞きしたいのです。

○西部地区建設課長

営繕としましては、まず発注する際に、その学校の規模ですとか、その中に収まっているコンセントや照明器具の数によって積み上げていくことになります。その結果、かなり単価も高くなっていたり、また数が多ければ、特にここもかなり数が大きいものですから、そういった積み上げの中でどうしても1億円を超えてしまうというような案件になります。そこに関しましては、そういったような結果になるということぐらいしか実感していないんですけれども、ご質問の回答には難しいかもしれませんけれども、営繕としては規模観によって金額が変わってくるかなという風に考えております。

○秦委員

規模によって変わるというのは分かるんです。規模によって変わるにも関わらず、規模が大きいと、より複雑になるし、より工事が困難になる。そういった点で品質の確保を考えなくてはいけないというのがあるんですけども、金額が小さいとそこまで行かない。要は総合評価というのは、何かということです。総合評価は手間暇がかかる。日数もかかる。要は品質を大事にしないといけないので、日数がかかっても大事なことはやらなくちゃいけない。規模の大きいものはそんなに日数をかけずに、小さいものに、より日数をかけるということはどういうことですかということを知りたいことです。

○西部地区建設課電気設備第一係長

基本6000万円以上が総合評価対象として考えておりまして、その中でも今回1億円オーバーということで、電灯・コンセントの単純な工事でしたので、その中でも数が多いから1億円超えというようなパターンの工事でしたので、よりいろんな業者にやっていただきたい、単純なのでクオリティよりも、もう少し視野を広げた形で受注していただきたいという気持ちがあって、総合評価にしないで発注したという経緯があります。

○秦委員

要は6000万円以上の中から、品質の確保を図らなくてはいけない要件の必要なものについては総合評価にするのであって、6000万円以上でも条件付一般競争入札でもいいし、公募型でもいいわけです。そこは中身によって変わってくると思うんですけれども、外から見ていると中身がよくわからないんです。品質確保といっても同じコンセント工事であって、中身は違う部分もあり、その部分が複雑であることはまた別ですけれども、コンセント工事、特に足立区の場合、電気工事が多いので、工事会社は多くて、信頼が高い。そんな中でわざわざより高い方を一般競争にして、より低い方を総合評価にするということの理屈がすっきり入ってこないです。今、聞いていても全然入ってこないです。

○西部地区建設課電気設備第一係長

今回、積み上げた結果、1億円はいったんですが、おっしゃったように電灯とコンセントという数の中で、積み上げで1億円にいただけだったので、複雑な工程ではなかったもので、より参加者を集めたいという思いで、総合評価になりませんでした。基本6000万円以上は総合評価前提では考えているんですが、全体のバランスの中で、さっき58%とおっしゃっていましたが、その割合とか色々な要件を考慮した中

で、総合評価よりは、この工事は一般競争入札がふさわしいでしょうということで決めさせていただいております。今回は単純に電灯とコンセントだけだったので、総合評価ではなかったということです。

○田中副会長

ということは、複雑な工事ではなかったってことですか。

○西部地区建設課電気設備第一係長

そうです。数が多かったので、限定されると敬遠されるパターンになります。

○秦委員

そうすると、総合評価方式の谷中中学校の電灯コンセント工事は7300万円です。栗島中学校の電灯コンセント工事は6700万円です。中島根小学校の工事も6500万円です。いずれにしても6000万円とか7000万円ぐらいの電灯工事です。反対に1億円以上になると、総合評価にしていないんです。先ほどおっしゃったように、6000万円以上は、基本的には総合評価に持っていくんだというそういう価値判断であれば、それはひとつの判断になります。でも足立区としては、そこまで判断していないんです。半分までは当面持ていきますよと、品質面で大事だから、そっちから見ましょうということには形式上はなっているはずですが。どうも必ずしもそっちじゃなくて過半数中心で考えているんじゃないかという風に感じてしまうのです。今後、総合評価方式と条件付きでどう違うのか、その判断基準を少し聞きたいと思っていますし、また評価すべきだという風に思っているので、それで今、目立っているので聞いています。

○鈴木委員

タイミングを聞いたかったんですけども、

この小学校は、前回はいつ頃に工事をやって、どのぐらいの期間で今回の工事をやろうということになったのか、それを教えてください。

○西部地区建設課電気設備第一係長

工事としては今回が初めてで、新築から工事がやっていませんでした。電灯は15年から20年の間で交換していますが、今回のLED化ということで、もう蛍光灯自体の生産は終わりですので、計画的にやっています。

○鈴木委員

コンセントから火が出るとかという話ではなくて、LED化を進めてということではないんですよね。そういう意味では、工事が多いという気がしていて、去年に取り替えたばかりで今年LEDにしますということであれば、問題だと思いましたのでお聞きしました。躯体であればもう何十年も持ちますけれども、電気工事とか、その他の水回りとか、トイレとかは、定期的に修繕していかないといけないというところがありますから、それは計画に従って進めているということですね。

○飯塚会長

コンセントの工事が他にもいくつかあるということなんですけれども、本件は98.16%で落札されていますが、札入れした7者中5者が超過なんですけれども、他の工事はスムーズにいつているのですか。どんな状況でしょうか。

○西部地区建設課電気設備第一係長

現在の話して言いますと、価格上昇でメーカーがもう生産できないとか、逼迫しているとかいう情報が多い中で、やはり価格の変動が激しいので、設計時より実際に入札したら高かったということも多々あるのですが、各業者がそれぞれの材料屋との信頼関係で、業者によっては

安く入ったり、器具を確保できたりという差が結構大きいので、そういった面では各社、取引によっては差が出てしまうってことがあります。全体的には高値が多いです。

○秦委員

時期のタイミングによって違うので、この時は去年の4月から6月の電気工事なので、イラン情勢、中東情勢で今年の4月から6月は状況が様変わりしているので、今年の話しをしても検討対象になりません。去年4月から6月期に電気工事がたくさんあります。足立区の電事事業者は多くて、他に比べたら落札率が低い傾向にあります。だから、どちらかというと、もう少し低いところが多くても良さそうに思うんですけれども、状況はどうですか。

○工事契約係長

他の案件の入札時の超過の状況でいいますと、個別に1件1件の確認はしていないんですけれども、電気に関しては比較的超過というよりは最低制限に引っかかる方があるという認識ではありますので、この案件自体の超過している理由までは確認はできていませんが、全部が超過が多いという状況ではなかったと認識しています。

○秦委員

今、非選定が1件あったという話がありましたが、どういう理由で非設定なんですか。

○工事契約係長

非選定の理由は、現場に配置する技術者の要件として、3ヶ月以上の直接雇用をされている技術者の配置を求めている、その技術者の情報を提出していただくんですけれども、その書類を確認した時に、3ヶ月以上の雇用がなかったというところで、条件満たさなかったということです。

○田中副会長

工事と直接関係がないのかもしれないですけども、この納期のところが、学校がある時に重なっている気がするんですが、安全確保はできているんですか。子供たちがいる時に工事をしているということですか。

○西部地区建設課電気設備第一係長

実際の工事は、子供がいない時に、音が出るか出ないかというところと、子供がいない時間帯を聞いて、その都度、部分的に土・日曜も含めて行っています。

○田中副会長

手間がかかりますね。それでこれだけ長いんですね。夏休みに集中しての工事は難しいですか。

○西部地区建設課電気設備第一係長

照明器具につきましては、去年ぐらいから入荷が少し不安定な状況になってきているので、夏休み期間に入れるということが難しく、今もそうなんですけど、ほぼ入ってこない状況で夏休みの期間で終わるということは、もう去年からできていない状況です。3時以降とか、土日に無理して学校開けてもらったり、正月とか、そういうことを繰り返して対応しています。

議案第2号 入谷中学校全体保全計画にかかる内装改修その他工事（一期）

○工事契約係長

議案第2号、入谷中学校全体保全計画にかかる内装改修その他工事（一期）です。契約方式は条件付一般競争入札の総合評価方式になります。契約金額は1億4718万円、契約の相手方は太和工業株式会社、区内事業者となります。競争入札参加資格の設定内容ですが、資格要件として区内の本・支店事業者、申込現在で建築工事の共同運営格付がAもしくはBの事

業者であること。Cランクの事業者については、ランクアップ対象として、ランクアップの要件を満たした場合には参加できるということになっております。過去7年間に於いて最高完成工事の実績を求めています。特定建設業の許可と、専任の監理技術者を配置できることを条件としております。競争入札参加資格の審査結果になります。応募した事業者は5者、入札結果については、23ページの方をご確認ください。

○秦委員

5者が入札の対象になっているんですけども、この中でCクラスでランクアップで入っている事業者はありますか。

○工事契約係長

ございません。

○飯塚会長

23ページの入札経過調書で価格点が1以外に記載していないんですけども、どうしてでしょうか。

○工事契約係長

価格超過のため、点数が付きませんでした。

○秦委員

総合評価方式ですから、この事案は該当者がいたからいいんですけども、皆が価格超過になっている場合、品質確保も見ているので、その点数がいくら良くても、結局価格が予定価格を超えていけば、それは総合評価ではダメになってしまうんです。そういった時に、条件付きとか公募型であれば、不落随契の方式があります。総合評価の場合は品質確保を見ているので、不落随契みたいな価格だけで見るとは考え方がないんですよ。

○工事契約係長

不落随契の対象にはなっていません。

○鈴木委員

ランクアップの業者というか、Cの業者がいなかったという点は、どう評価されますか。

○工事契約係長

制度の趣旨としては、事業者の育成という点もあるので、なかなか入ってきていただけないという点に関しては、何か別な工夫を考える必要はあるのかなと思います。

○鈴木委員

少なくとも1者か2者かあれば、その結果をもって今後考えることはできますが、0というのはどう考えたらいいのでしょうか。

○工事契約係長

採用できない理由についても分析していく必要があると考えます。

○秦委員

制度改正の調査をした時には、その調査報告書の中では、1億円を超えているところで、入札資格審査委員会で判断して、Cランクを上げることがされて、落札率が下がっている例が多かった。だからCランクの企業も入れた方が、競争条件、入札の参加が多くなって、より望ましいということでCランクも入れたんです。けれども、これは実っていない例になっています。これは工事全体についても言えるんですけども、入札の会社数が減っている中で、そういう中でCランクの企業でも本来なら入札できるかもしれないけれども、出てこなかったということかもしれません。

○鈴木委員

だから区内事業者を育成しようという

趣旨と、どういう風に合致するのかということ
をいつも思うわけなんです。

議案第3号 加平谷中トンネル路面冠水装置 その他更新工事

○工事契約係長

議案第3号、加平谷中トンネル路面冠水装置
その他更新工事です。契約方式は指名競争入札、
契約金額は1億2078万円となります。契約
相手方は株式会社進誠、区内事業者となります。
競争入札参加資格の設定内容ですが、こちらの方
は、実は5月ぐらいに公募型指名競争入札を
かけております。そちらの方が不調という結果
になり、その後、再度の指名競争入札に切り替
えての入札となっております。指名条件とし
ましては、区内の本・支店のABランクの事業者
を23社指名しております。その他完成工事高
の実績等を考慮しながら指名をしております。
入札の審査結果については、32ページのとお
りとなっております。

○秦委員

足立区は電気業者が多くて、多様な電気工事
に対応できる体質のある区だと思っているん
ですけども、トンネルの路面冠水装置の電気工
事は特殊だということなんですか。足立区の電
気業者でもなかなか対応できにくいような、そ
ういう性質の電気工事になっているのですか。

○安全設備課機械設備係長

路面冠水装置自体が、足立区の中でいうと4
箇所にしか付いていなくて、改修の年度でいう
と大体20年とか30年に1回ぐらいの頻度
でしか改修しないような設備です。そして、ほ
ぼ特注の設備になりますので、電気設備の配線
とかに関しては、ほぼ問題なくできるのですが、
その部品を買ったり取り付けたりというのは、
基本的にそのメーカーの下受けが入ってもら
うような特殊なもので、なかなか発注もほとん

ど出ないような業種になるので、それでなか
なか入札がうまくいかないというところで検討
していました。

○工事契約係長

不調の理由に関しては、この時期がゴールデ
ンウィークに重なった時期でもあり、先ほどお
話のあったメーカーへの見積もりが、なかなか
出てこなくてというところも1つになっていま
す。

○秦委員

発注の立場から見ると、特殊な工事で区内の
業者で必ずしも対応ができるかどうか不安定
な状況の時には、資格委員会でも区外事業者に
広げることができますよね。一般競争入札でな
ければ、指名競争入札に移して、指名でAB業者
全部について指名競争のやり方を取るのか。区
外だともう少し広いからそういうこともでき
る電気業者が増えてくると思います。

○安全設備課機械設備係長

他の工事で、令和になってから同じような路
面冠水装置を出していて、そちらも区内業者に
とってもらっているという実績がありました。
規模は今回の場所より大きいんですけども、
基本的にやり方は同じようなもので、まず区内
業者優先という考えがあると思います。

○秦委員

他の事例もあるので、区内業者で育成して
できる体制にしていくということですね。

○工事契約係長

区外事業者を入れる場合は、やはりその不調
の理由のところも考慮して考える必要がある
と思っていて、今回は発注した時期が長期休暇
にかかっていたという理由が大きいというこ
ろもあったので、区内事業者の実績のあると

ころで発注になったかと思います。

○秦委員

一般競争入札の時に不調だったというのは、入札が全くなかったということなんですか。

○工事契約係長

入札者は無かったです。

○田中副会長

それはやっぱり特殊だからですか。この装置が4箇所にはなくて特殊ものなんですよ。

○工事契約係長

結局、メーカーの方からの見積もりが出ないと積算ができないということになっているので、そもそも見積もりが出せないというところで、札が入れられなかったということです。

○田中副会長

そうですね。物の値段が分からないと無理ですね。

○鈴木委員

こういった工事の検収というのは、どういう風にされるんですか。検査として。工事が終わりましたといって、水を流すわけにはいかないですよ。

○安全設備課機械設備係長

システムは少し複雑なんですけれども、実際にこの試験をする上では、きちんと表示がされるかということと、あと冠水したら作動されるシステムなので、一次的に水につけて冠水の状態を作っています。現地で取り付け後に試験を行っていますし、メーカーの方の工場できちんと立ち合いもして検査を行っています。

○田中副会長

これも結構工期が長いのですが、こんなに時間がかかるものなんですか。

○安全設備課機械設備係長

工場での制作になり、結構大規模でありますので、工場でチェックから組み立てまででかなり時間がかかります。

○田中副会長

交換するだけではないのですね。

○安全設備課長

一点物に近いので、受注を受けてから作り始めるということで、その制作期間がかかります。現場での工事自体は、この期間ずっとやっているわけではありません。

○田中副会長

わかりました。工事だけ目についてしまったので、交換するのに時間がかかっているかと思ってしまいましたが、発注後の制作の時間も含めてということですね。

○秦委員

今、水害が随分多くなって、頻度も高くなっているんで、足立区の業者が区内全部をやってもいいわけです。打って出るというのですかね。足立区の業者が大きく成長して、できるだけ区外に出てどんどん活躍する。そういう育成ということも考えられますけれども、業者指導ではあんまり考えないのですか。先ほどの話して、なんとか自前でできるように、ノウハウを育成して、他の事例もあるという話なので、それを23区に広げていけばいいですよ。今そのような事例が多くなっているのですかね。足立区は電気がものすごく強いから。

○安全設備課長

多分、機械設備的なものもあって、今の区内

の電気業者がその制作を全部請け負ってやれるかという、どうなんでしょうということがあるかと思います。そこまで工場とかを全部確保して、人員も確保して、コンスタントに発注があればそういう体制も取れるかもしれませんが、今回のように数十年単位で1回というのであると、本当に全国区で事業を広げるというぐらいの心構えがないと、多分区内業者もそこまで事業を広げていくということはないのかなと思います。

○契約課長

アンダーパスの施工をされている箇所は、23区内でどれだけあるのかと言うと、幹線道路なので都道とか国道とかそういう特別道路のところでどれぐらいあるのかなという、5ブロックとかだとあるかもしれませんが、中心区ではあんまりない感じがします。

○安全設備課長

それなりの数はあるかと思いますが、毎年全部が出てくるわけではなく、年に1, 2件ということであれば、工場まで押さえて、全国レベルで広くやるかという、普通の配線工事とかできる範囲で、制作物はやってもらえばいいという考えもあるかと思います。

○秦委員

32ページのところで入札しているのは2者です。1回目で入札しているのが3者で、2回目が2社になって、あとは辞退理由は不明になっているんですけれども、工事の対応として可能のところは3者ということになるのですかね。他の業者はなかなか難しいということですかね。辞退という理由は不明にはなっていますけれども。

○安全設備課長

考えられるのは、制作物なので区内業者が想

定した金額と元受けが想定していた金額とが合わないというところがあるかと思います。考えられる理由としては、そんなところかと思います。確実にヒアリングとかはしていないので。他の工事でも制作物とかそういったものは、公園の方も、例えばトイレなどを別発注とかした時でも、ユニット型の出来合いの方を持ってくるという時も、メーカーと元請けの方で値段が合わなくて、本体工事でも利益が上がらないので辞退という話は聞いたことあるので、そこは元請けの方でどれだけ利益率が上がるのかそういったところも判断して、応札するか辞退するかというのは考えられているのかなと想像はしております。

・物品契約2件

議案第4号 包括的防犯パトロール等事業委託

○物品契約係長

議案第4号包括的防犯パトロール等事業委託です。こちらは、令和6年度のプロポーザルの実施において選定された事業者との随意契約2号の契約となります。契約種別は委託、契約金額は3億4591万円余。契約の相手方はシンテイ警備株式会社で区外事業者となります。契約期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日となっております。なおプロポーザルにおいて、令和10年3月31日までの履行が予定されております。概要につきましては、区内の防犯パトロール業務、客引き行為等防止指導・啓発業務、また、それらの調査・分析の業務となります。審議対象としまして、随契内容におきましては40ページにある通りとなります。

○秦委員

防犯パトロールは、足立区の最重要テーマの1つでもある治安の安全確保対策、おかげで刑法犯認知件数はかつてと比べたらものすごく

下がっているんです。ですから、ものすごくいい状況になっています。最近は少し上がってきていますので、また一段と下げなくてはいいない。そのためにいろんな政策をやられています。防犯カメラは23区で1番とか、ビューティフルウィンドウズ運動とか、すごくいいアイデアなものをたくさんやられていて、その中の1つとしてこのパトロールもある。このパトロールは極めて重要だと思うんですけども、自治会などでやっている青パトというものがあります。あれはまた別にやっているのですか。

○危機管理課長

別に行っています。区民事務所に青パトを置かせてもらっていて、主に午後、子供たちの下校の見守りをやっているのが中心です。

○秦委員

これも青パトというんですか。

○危機管理課長

これは委託事業者なので、区内の4警察所管内で4台、町会自治会は自主的な自分たちの地域の見守りということです。

○危機管理課生活安全推進係長

呼称としては同じ青パトになります。

○秦委員

仕様書で見ると、青色回転灯装備車両で、下が黒で上が白の塗装、青パトと一緒にですね。

○危機管理課長

同じ車両です。

○秦委員

そうすると、区民から見たら両方で見られていることになるので、非常に大きな効果があります。24時間パトロールされているわけす

ね。それから4地区で夜中に見守りをされているので、牽制の効果はすごく大きいと思います。青パトの効果も同じように区民から見えますので、そういう点では安心安全に繋がっているところはものすごく大きいと思います。大変に重要な役割を担われています。24時間で4台で、それから4地区の取り締まりで5時間も人数を張っているのです、人数と車代で高額な金額になるのではありませんか。

○危機管理課長

かかります。1台につき2名が必ず乗るので、3交代で2名なので、1日あたり6人乗ります。そうすると、人件費はかかります。

○秦委員

よくわからないのは、シンテイ警備会社に委託していますよね。これはプロポーザル方式なので、プロポーザル方式だと公募型と推薦型がありますよね。

○危機管理課長

これは公募型です。

○秦委員

今、警備会社はものすごく多いですね。名立たるところが沢山あります。

○危機管理課長

強みは新宿区ですとか千代田区での客引き対策です。客引き対策で警察のOBの人が責任者でいるというところで、相手に対して怒らせることなく客引き行為を注意喚起できるというところが非常に強みです。他の警備会社とは少し違うというところは感じています。コミュニケーション能力が非常に高く、単純にやめろとか、聞いてくださいとかではなくて、ちゃんとお話しをして、理解して分かるけれどもというところと、お客さんに対してもちゃんとお

話しができますので、そこが強みと言いますか、我々にとってもありがたいと思っています。

○秦委員

公募型だと、何社ぐらいプロポーザルの応募があったのですか。

○危機管理課生活安全推進係長

当初は3者です。その後、2者から辞退の連絡がありましたので、最終的なプレゼンテーションをやったのは警備会社1者だけとなっております。

○秦委員

なんで辞退したのですか。

○危機管理課生活安全推進係長

やはり客引き対策のところが難しいというところで、青パト業務につきましては、必要な運転手が乗って回っていれば一定の効果はあるんですけども、やっぱり客引き対策については立っているだけでは全く効果がなくて、むしろ立っているけど何もしてこないとなると、客引き側に舐められてしまって、より助長されてしまったりとか、区民の方からも立っていても意味がないじゃないかみたいな形になりますので、かなり積極的な声かけをしていないといけないということで、タバコのポイ捨ての指導とはまた少し違いまして、一般区民の方にコラコラと言うのと、それなりの業界の方にコラッと言うのでは全然違いますので、そのところで質というか、しっかりした方々がやっていただけるというところでは、他の事業者ではなかなかノウハウがないというところで、最終的には辞められたのかなと推測しています。

○秦委員

どうしてシンテイ警備は、そんなに客引き対策のノウハウを持っているのですか。

○危機管理課生活安全推進係長

客引き対策の条例を足立区が制定したのが令和5年となっております、全国的に見れば遅い方で、新宿の歌舞伎町とか、東北の方だと仙台とか、関東だと千葉の船橋とかで客引き対策をやられているんですけども、そうしたところでシンテイ警備は元々実績がかなりあったというところで、我々もそうした事業者に運良く出会えたというように思います。

○秦委員

そうすると、何年からこの事業をやられているのですか。

○危機管理課生活安全推進係長

令和7年度からです。初年度になります。

○秦委員

その前までは、どうしていましたか。

○危機管理課長

その前までは、青パトと客引き対策は別契約で、違う事業者だったため、うまく連携が取れませんでした。

○秦委員

その当時の客引き対策の委託先はどこだったのですか。

○危機管理課生活安全推進係長

A社というところで、令和6年度初めから竹の塚でやらせていただきましたが、我々も初めてというところで仕様書の作り込みが少し甘くて、先程も言ったようにただ立っているだけで何もできないというような事態がございまして、事業者と協議をさせていただいて、仕様書に書いているものと我々が求めていることと、事業者がやれる限界というところが折り合

わなかったということがありまして、年度途中で事業者の方もこれ以上難しいということで契約解除をいたしまして、再入札をかけてシンテイ警備が入ってきていただいたということがございました。その時、事業者との打ち合わせの中で、青パトと連携して客引きの時間外のところでも青パトが回って対応するとか、客引きが終わった0時以降について今度は青パトが行くとか、そういったところで業務として連携をした方がより効果的だろうというようなご意見も色々と頂いて、プロポーザルにして入札で安かろうか悪かろうではなく、しっかりとやって頂けるところにお願いできればと思ってやらせていただきました。

○鈴木委員

ちなみに、令和8年3月までなんですけれども、これはまだ継続されているのですか。

○危機管理課生活安全推進係長

はい、継続しています。特に問題もなく良好だということで、改めて随契という形で単年度でやらせていただいています。

○鈴木委員

契約内容について、対象などで今と変わったことはあるのですか。

○危機管理課生活安全推進係長

変更はありません。全く同じです。

○鈴木委員

ちなみに、37ページの客引き行為等防止指導・啓発の中で、シの地震や台風等の災害時における駅前滞留者対策の現場対応や避難所開設音声広報等を実施することとあり、結構範囲が広いなと思って読んでいたんですけども、足立の花火大会の時なんか、なんか頼むってことはあるのですか。

○危機管理課長

花火は観光交流協会の方で、全体の交通規制区域はやっていたので、花火だから青パトに何か要請があるというわけではなかったです。

○鈴木委員

委託の範囲が広いので、急に追加で頼むということが起きるのかなと思ってしまいました。

○危機管理課生活安全推進係長

日常的に起きておりまして、子供の行方不明情報という形で教育の方から情報があれば、すぐ管理者に連絡をして現場に下ろして、周辺警戒をして子供を見つけるとか、先日の台風につきましても、当然交通ルールを守りながら周辺警戒をして、倒木であるとか、冠水だとかという情報収集に努めていただいて、小台の方のトンネルのところが少し冠水していた情報も青パトからの情報提供でした。

○鈴木委員

37ページの(3)調査・分析・計画・報告で、そこは内容を確認しているということですね。実際の運用としては、どういう状況でしたか。

○危機管理課長

結構、パトロールをしてもらって、公園のトイレが壊されているとか、公園のベンチがいたずらされているとかいって、すぐに通報をもらって公園維持課のところに繋げて、すぐに即時対応・翌日対応するようにしています。また、子供たちが火遊びをして燃えかすなどで警察へ対応することがあります。

○田中副会長

(3)調査・分析・計画・報告のところで、どれくらいのスパンというか、1週間ごとに振

り返って、それを次の週に生かしていくのでしょうか。

○危機管理課長

毎日、都度都度です。事案が起きるたびです。統括責任者がいますので、常に私と係長のところに連絡がかかってきまして、振り返りと言いますか、再発防止について事案ごとに対処しています。

○田中副会長

そうしたら、場合によってパトロールの場所や重点場所を変えるとか、人を増やすとかするのですか。

○危機管理課長

そのとおりです。今は自転車盗が増えてきているので、駐輪場の前に立ってもらったりですか、鍵をかけましょうと声かけをしてもらったりとかということは、都度都度やっています。

○田中副会長

そうすると全体的に見て減ってきているのですか。客引きとかは。

○危機管理課長

客引きは減っており、かなり効果はあると思います。

○鈴木委員

少なくとも警察官ではないので、なにか事故や事件が起きたら、すぐに警察への対応ですね。

○危機管理課長

警察とのコミュニケーションは、毎日、連絡を取り合っていますので、信頼関係はできています。

○秦委員

治安の関係でいくと、区内の見方と区外の見方は全然違います。区内で見ると、治安が良いというのが5割ぐらいあって、治安が悪いというのは2割から3割です。区外から見ると、悪い方が5割で、良いというのが2割か3割ぐらいです。そのため、青パトがどんどん区内を回ると、外から来た人もよく分かるわけです。治安の事件がないというのは、報道が一番大事ですが、青パトが区内のそこら中を回っているという、しかも夜の危ないところでもきちんと回っていると、外部の治安の良いイメージが増えてくるので、区外のイメージも逆転することを期待したいと思います

議案第5号 タレントマネジメント・マッチングシステムのサービス提供委託

○物品契約係長

議案第5号、タレントマネジメント・マッチングシステムのサービス提供委託です。契約方式は随意契約2号となります。契約種別は委託、契約金額は1億8948万円余。契約の相手方は合同会社デロイトトーマツ、区外事業者になります。契約期間は令和7年5月1日から令和12年3月31日までの債務負担契約となります。概要につきましては、人材情報のデータベース化により、適切な人事配置、事務分担、長期的・効果的な人材育成を行うもので、人材情報の収集及び人事評価業務等の効率化を図るクラウド人材管理システム、人材マッチングシステムの導入支援及びサービスの提供となります。開発ベンダーに区が求める要件は、人事異動作業機能について、合同会社デロイトトーマツが機能要件を持つサービスを提供できる唯一の事業者であるため、2号随契として提案しております。審議対象としましては随意契約内容等について92ページの通りとなります。

○秦委員

41ページ、これで見ると2種類あって、当初費用と継続する費用、トータルで5年間で1億7200万円です。初期費用はNo.1と2と4です。継続して発生する費用は、数量が月数で換算されているところなので、委託料と使用料・賃借料は年間2000万円ぐらいが続く。これは5年契約です。5年でトータル1億7200万円です。そうすると、この後またプロポーザルでやるかどうかは別として、継続するとしたらこの3つが継続すると委託料と使用料・賃借料で年間約2000万円かかるという仕組みになっているということを念頭に置いていただければいいですね。それで気になるのは、48ページのところと、92ページなんですけれども、人事作業でAIを活用して人事配置作業をするを書いてあるんですけれども、AIを使って行うというのは、あくまでも人事作業の補助的手段というなら、わかります。AIの動きについていってないところもありますが、人事って生々しい問題なので、そう簡単に行く話じゃないし、客観的データだけではなかなか計り知れないのが人事です。だからAIを使って人事作業をやらせて、その人事作業に基づいて行うということが書いてあります。随契の理由が、デロイトトーマツだけがAIで人事配置ができるという、そういうノウハウを持っているからここにしましたとなっています。これは応募型じゃないです。もうここにするとということで決めているんです。ということは、それを行うことなんですか。

○人事課長

現状は足立区で人事異動作業する時は、大体1000人ぐらいの人事異動があるんですけれども、1人ずつこの職員はここにしようという形で、アナログにほぼ手作業で担当の係長が1人でやっています。これが年末の12月から1月ぐらいにかけて集中的にやっているんですけ

れども、とにかく異動させなくてはならない職員が多くて、作業がかなりの膨大な時間を要しております。それでようやく全部を異動させてベースを作った後に、これが本当にいいのかどうかという形で、複数回、確認をしながら進めています。今回AIを導入いたしますと、ベースのところが、ほぼすぐに出来上がりという形になります。これをそのままこれでとするわけではなくて、その後、人の目を入れた上でその異動が適正なのかという確認はなくせませんので、実施する予定でございます。ただ、やはり人でやると、どうしても職員一人ひとりの適正であるとか、過去の経歴であるとかを、きっちり把握した上で異動に反映できているかと言われると、ここは人の目を返していますので、なかなか完璧に行われているかどうかと言われると、どうしても少し俗人的なところは否めないかなというところがあります。今回、タレントマネジメントとマッチングを両方入れることで、ある程度人材情報が一次元化されますので、それを基に過去の経歴だとかを見て、まずはAIの方で人事案を作りますので、人の目を介すよりも我々では気づかないところも踏まえた上で、異動案を作ることができると思込んでいます。AIと人の目を介した形でやりたいという風に思っていますので、我々としては人材のマネジメントも重要ですが、マッチングの方も重要視したので、この両方ができるシステムということで今回ここになったという形でございます。

○秦委員

そうすると、AIはその人事作業に必要なありとあらゆるデータをみんな入れちゃうわけですね。それは採用時から、人材育成から、日々の勤評も全部入ってしまうわけですが、膨大なデータの中から人事案を作り上げていくのですね。そうすると問題は、膨大な人事のデータをどこで持っているかという話し

です。海外で持っているか、国内で持っているのですか。ここでは、データセンターはシアトルになっていて、サーバーは日本に置くと書いてあります。

○人事課人事計画担当係長

日本用国内のサーバーにあることを確認しております。

○秦委員

足立区の人事のデータが全部集まっても、そこは国内のサーバーに全部入っていて、そこからソフトも含めて抽出していくということですね。そこに懸念がありました。

○田中副会長

私はA I を使っている派なので、これは一瞬で終わって、皆さんの労働時間が相当減るんだなと思って読んでいました。

○鈴木委員

だから民間も、どんどんとA I を入れて効率化を図っていますが、47ページに 技術的な面がどんどん変わってくるので、そのあたりは（5）運用・保守で、受託者は軽微な設定修正や機能追加、マニュアル等提示済資料の修正については区と協議の上、運用・保守の一環として対応を実施することとありますが、その中には技術的な面も入っているのですか。新しい技術が出たので、それをちょっと入れてみますかとか。

○人事課人事計画担当係長

そちらも、デロイトトーマツの担当者と一緒に協議を進めて、プロジェクトを進めているところでございます。

○田中副会長

このA I は、この会社のオリジナルなのです

か。それとも他で開発されているものを使うということですか。

○人事課人事計画担当係長

デロイトトーマツのオリジナルのソリューションであると報告を受けております。

○飯塚会長

41ページで、委託料、使用料・賃借料がNo. 3, 5, 6とありますが、これはどう違うのですか。3委託料、5使用料・賃借料、6使用料・賃借料なのですが、数量だけが違うのですが、具体的にどう使い分けているのでしょうか。

○人事課人事計画担当係長

タレントマネジメントシステムとマッチングシステムが2つあり、それぞれに対する使用料となっています。

○鈴木委員

実際、1回はやったのですかね。この令和8年3月末の異動で。

○人事課人事計画担当係長

契約は令和8年度から進めるプロジェクトになっていて、令和8年度の下半期で一度、今年度の人事異動案を用いて、マッチングシステムを回してみ、開発が適切に進んでいるかというモニタリングをして、令和9年度の人事異動から、実際にこのシステム使ってやっていくような企画としております。

○秦委員

デロイトトーマツの関係なんです、契約違反行為が出ています。平成8年度に入ってから、デロイトトーマツのテレワークセンター、これは子会社ですが、その契約で総務省が指名停止3ヶ月間、それからストーンビートセキュリティ、これも関係会社ですが、内閣官房と総務

省と内閣府で、これはセキュリティの関係が中心だと思います。ITの情報処理推進機構を通じての業務について指名停止をしています。それから内閣府の情報システムのセキュリティ対策の関係で契約違反をして6ヶ月間。それから地方公共団体情報システム機構で物品等の契約にかかる指名停止で5ヶ月間です。調査報告書が出てこないの、詳細はわかりません。公的な立場から見ると、信頼性の確保のためのチェックなり、コントロールなりはどうなんでしょう。

○人事課人事計画担当係長

デロイトトーマツの本契約に関わる全担当者から、仕様に乗っ取った形で、機密情報も含めて守るように宣誓書を取っているというところが一点、あとは、個人情報を取り扱う契約になっているので、デロイトトーマツの本社に立ち入って、実際にどんな形で個人情報を守るような作業をしているかどうかというところの確認を今、デロイトトーマツと調整をされていて、実施したいと思っています。あとは他の自治体、渋谷区が全く同じスキームで契約をしているので、渋谷区にも話したところ、今、全く同じチームの担当者をつけていただいているので、チームにおける信頼性という点は、他の自治体、横浜市も含めて、特に問題点は指摘はされていなかったの、その点も含めて確認を取りながら進めていきたいと考えております。

○鈴木委員

法律に乗っ取ってやっていますから、監査法人がなにか不祥事を起こせば、それは金融庁の指示に従ってやるので結果は出てくるんですけども、こういったことが法律でなにか引っかかっているのであれば、それに乗っ取ってやっているはずなので、それが出てこないってことは個別対応だと思っています。ここはコンサ

ルティングの部門なので、監査法人ではありません。全体ではマッチングをしているんですけども、各々の部署で役割がみんな違います。だからそこで本当に法律的になんか問題があれば、指名停止どころではなく、損害賠償みたいな話しになるはずなので、そこは状況を見ていくしかないなと思っています。

○秦委員

足立区が委託契約を結んで、その委託契約をきちんとやってもらうということが一番大事な話しです。それをきちんとできるかどうかというのを見ると、同じような関連するようなものがあって、そこが総務省なり内閣府なり、指名停止が出るというのは重い話しです。足立区の当該業務についてきちんとやっていけばいいんですが、他で問題が起こっているのであれば、そういうことはないようにチェックはきちんとかけなくてはいけないので、そこはヒアリングをするなり、他の自治体と協力してやっているというところが大事です。これだけ大きく問題が出ているのに何もやっていないということ、足立区の怠慢になってしまうので、そこはきちんとやっています、確認も取っています、その上で問題は今はありませんということが大事だと思います。

○人事課人事計画担当係長

会社がしっかりと私たちの求めるサービスを、契約使用に乗っ取って守ってもらえるように、例えばセキュリティのISOの認証があったりですとか、国のISMAPという認証があったりするということも確認をしつつ、他の自治体にもしっかりと情報を常に共有して、プロジェクトチームが、各自自治体の期待に沿ったような動きになっているかどうかは日々確認しながらプロジェクトを詰めていきたいと思っています。

○田中副会長

こういうシステムを取り入れている自治体は、どれくらいあるのですか。

○人事課人事計画担当係長

先進的にやっているのは横浜市と渋谷区で、このデロイトと同じようにA Iまで使ったマッチングシステムを使っております。また、墨田区が今年度に予算を取って、来年度から同じようにマッチングシステムまで使ったソリューションを取り入れようとしています。一方で5ブロックの江東区、江戸川区、葛飾区についても、もうこのタレントマネジメントシステムは最低限入れるということを、今年度中から進めていまして、マッチングシステムも検討しているということで、先月5ブロックの担当者会議がありまして、同じような動きをしているところを把握しております。

○田中副会長

そうですね。A Iはもう上手に使っていく時代になったと思います。

○飯塚会長

以上で議案第4号から第5号までの質疑を終了いたします。お諮りします。議案第1号から議案第5号までの契約手続きは適正であったと認められるということでご了承いただけますでしょうか。

ー全委員了承ー

3 報告事項

(1) 指名停止措置状況について

○契約課長

指名停止の状況、1月から3月ということでございます。件数は、工事6件、物品3件となっております。94ページにそれぞれのところが記載されております。最初の5者のところに

つきましては、J R東海の関係の入札で、5者に情報提供をして取りまとめていたという官製談合ということで、公正取引委員会から措置があったということで、足立区の方で登録されている事業者について、指名停止の処分を行ったということでございます。続きましてサギウチコンサルタント東京支店につきましては、令和7年度の測量の委託に関しまして、業務改善指示を出して指示をしたところ、最終的には契約解除という形になりましたので、債務不履行ということで不誠実な行為で指名停止という形になっているものでございます。また、有限会社大森工務店の案件につきましては、7年度の舎人小学校の給食場改修工事につきまして、成績評定が契約履行成績不良と判断される点数となりましたので、契約履行成績の不良ということで指名停止という形になっております。また株式会社Jブリッジにつきましては、電子計算機システムの保守委託で、こちらはプリンター関係の保守なんですけれども、安定履行ができなくなったということで辞退届が出されたということで、不誠実な行為で指名停止したということでございます。最後の株式会社小笠原設計東京事務所については、7年度の小学校の設計委託の関係で期間内に履行できないということで契約解除となりまして債務不履行ということで指名停止になったものでございます。

○飯塚会長

有限会社大森工務店の9か月は結構長いのですが、契約履行成績不良等の場合は、一般的な期間ですか。

○工事契約係長

評点に応じて月数を算定しますが、38点で相当悪かったのが、指名停止期間の基準に照らし合わせて9か月という形になっています。

(2) 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価(新労務単価)に係る特例措置の実施およびインフレスライド条項の運用について

○契約課長

こちらにつきましては、通年、この時期に実施されているものになります。国の労務単価の適用の関係につきましては、特例措置を定めております。東京都の方もこちらを定めましてインフレスライドを適用するということでございます。区においても、3月1日以降の契約については、下記の記載の通り特例措置とインフレスライドの条項の運用をしているところでございます。

○秦委員

労務単価ですけれども、中東情勢で物資不足で物資の急騰みたいのがありますが、その前に契約を結んで履行しようとしている時に、資材が極端に上がってしまう時にはインフレスライドはないんですよね。そういう時は、どうなっているのですか。

○工事契約係長

制度的には、単品スライドという制度があって、そういったスライドの適用を検討するか、もしくは契約変更の協議という形で、協議に応じた上で対応を検討するという方針でいます。

○秦委員

それは契約条項の中に入っているのですか。

○工事契約係長

約款に従って行っています。

○契約課長

国からも、通知で柔軟に対応するようにと出ているところではあります。

○秦委員

だいぶ増えているのですか。

○契約課長

ニュースで言われるほど、現実的な形として上がってきてはいません。ただし仕入れができなくなってくるという話しになると、工事自体をストップせざるを得ないっていうところも工程的にはあるとは聞いています。

○秦委員

そんなに大きな問題ということでもない状況なのですか。

○契約課長

正直、最初に見込んでいた仕入れ単価と、定期的に、例えば50%、100%アップという形を証明しないと、そのところの差分がどれぐらいなのかというのが分からないものですから、そこまでの算定として、発注の方では今のところはまだ出てきてないというところです。ただ他の区でも、そういう依頼はあるという話しは、23区の課長会で話しは少しずつ出てきています。

○秦委員

工事が中止になったところはないのですか。

○契約課長

それはないです。ただし、そういうことも想定できるので、どのような対応をするのかということは、我々の方でも仮説を立てて考えております。

(3) 低入札調査案件について

○契約課長

低入札調査の案件、6月から3月分でございます。案件が1件ございました。令和8年1月28日に、本庁舎北館大規模改修機械設備工事第2期でございまして、やんま株式会社から事

情を聞き取ったということでございます。審査書及び聴取書が別紙の記載の通りとなっております。結論から申し上げますと、特段、今回の事情聴取をした後では、労務単価に影響があるとか、それからダンピングになっているということについては、確認が取れなかったというか、大丈夫だという事業者の主張でしたので、こちらについては、やんま株式会社を落札者として、契約の取り交わしをしたということでございます。

（４）令和８年度定期監査結果について

○契約課長

契約の定期監査につきまして、今年も早い時期から監査を受けましたのでご報告します。昨年度の工事と物品の契約の状況について、こちらに資料の方を添付させていただいております。

○秦委員

先程、説明があった小笠原設計のところですが、回収はもう終わったのですか。

○工事契約係長

回収しています。支払いと違約金を相殺しています。

４ その他事項

（１）指定管理者の公契約条例の適用について

○契約課長

３月の下旬に、メールで問い合わせをさせていただきました。ありがとうございました。

改めまして今回の区議会の質問の概要ですが、障がい福祉施設の指定管理者については、労働報酬の下限額を適用しなければならないということになります。そうすると他の直営の施設、指定管理ではない施設に勤務する非常勤の職員の時給単価も上げないと、同一労働、同一賃金にならないことになり、その法人が試算

したところ、２４００万円ほどの経費増になるとのことでした。労務単価の価格転嫁ができる建設業や私企業等の業界とは違って、直営の障がい福祉施設の報酬は、国が３年に１度改定する公定価格で決められ、社会福祉法人の収入の大半を占めており、このような法人の指定管理施設を公契約条例の対象から除外できないかということが、質問の概要でございます。

委員の方々の主な意見ということで、まとめさせていただきました。指定管理を受けている社会福祉法人以外の法人においても直営事業というのはございますし、社会福祉法人の私立保育園は公定価格で運営しております。すべての指定管理者に対して、条例を適用することに、令和７年度に公契約条例を改正した経緯からも、当該分野だけを除外するというのは制度改正の趣旨や目的に反し、理由がないのではないかとということが意見としてございました。

また、他の自治体の方はどうなのかというご質問もございました。２３区における障がい者施設の公契約条例の適用状況ということで、障がい施設が指定管理で運営されている区が２３区中２０区となっています。公契約条例が制定済みの区は１５区でございます。障がい施設に対して除外しているかということについては、特に回答がありませんでした。指定管理者としては対象としているということになります。また、いくつかの区では賃金格差とか経営の問題は、法人がどのように考えて運営をしていくということになるので、区は判断すべき立場にはないということでございました。

そして、直営の場合の障がい福祉サービスの公定価格の体系でございます。通所、入所されている方々の１日あたりの人数によって、サービス対価として報酬が決められております。この報酬の積算は、単純な労務単価から導かれるものではありません。その１単位あたりの単価には、労務単価も反映されているのであらうとは思いますが、単価の中に労務単価が積算され

ていることが明確化されておられません。この公定価格の中には、賃金や直営の施設になりますと、施設の修繕ですとか、各種の施設運営に伴う経費や費用積立てなどが含まれるものになります。

公定価格による報酬がどのように法人内で取り扱われているのかとなると、法人の職員の賃金や経費などの経営状況を確認しないと、正確には判断できないということになります。

時間が短い中で、説明が長くなってしまい申し訳ありません。

○契約課長

審議会の委員の皆さんのご意見を確認するお時間をいただきまして、ありがとうございました。取りまとめたご意見につきましては、議事録の確認の際に再度ご確認いただきたいと思います。

○飯塚会長

本日の審議会はこれまでとします。議事録は事務局で作成して、各委員に送付願います。委員全員が内容を確認後に、区長へ提出といたします。よろしいでしょうか。

ー全委員了承ー

○飯塚会長

以上をもって令和8年度第1回足立区公契約等審議会を閉会します。円滑な議事進行にご協力をいただき感謝いたします。